

社会福祉法人桃蹊会一般事業主行動計画

策定日 平成28年5月30日

職員が仕事と介護を両立できるよう、働きやすい職場の環境作りをめざすために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年6月1日～平成37年3月31日

2. 内 容 育児休業・介護休業等を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児休業・介護休業を職員が職種にこだわりなく取得できるような環境整備に努める。

対 策 平成28年6月～

- ① 職員へ育児休業法・介護休業法についての説明を年2回（8月・3月）実施し周知徹底する。
- ② 年一回育児休業・介護休業取得者の取得率の把握をする。
- ③ 就業規則等を事務室に備え、いつでも自由に閲覧できるようにする。

目標2 年次有給休暇の取得日数を1人当たり年10日以上とする。

対 策 平成28年6月～

年次有給休暇取得の現状の把握。

目標3 子育て支援が仕事と両立できるよう関連事業所の託児所の活用を促進する。

対 策 平成28年6月～

託児所職員と連携をとりながら、職員が安心してはたらけるように工夫する。